

令和2年

第4回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

令和2年12月17日(木)

令和2年第4回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和2年12月17日(木) 開議 午前10時00分
閉会 午前10時36分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務会計課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	地域支援課長	伊藤知幸
医療センター事務長	前地忠和	住民福祉課長	伊藤太
経済課長	夏目明剛	事業課長	原田経美
教育課長	栗嶋賢司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	亀山和正	書記	岸知之
--------	------	----	-----

出席議員の報告

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 議案第 59 号 東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 60 号 東栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 61 号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 65 号 令和 2 年度東栄町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 日程第 6 議案第 66 号 令和 2 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 7 議案第 67 号 令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 8 議案第 68 号 令和 2 年度公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 9 議案第 69 号 令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 10 議案第 70 号 令和 2 年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 11 意見書第 4 号 国土強靱化の推進を求める意見書（案）の提出について
- 日程第 12 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

----- 開会 -----

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員は8名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますのでただ今から令和2年第4回東栄町議会定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元にご配付した日程の通りでございます

----- 追加上程 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第10の次に日程第11、意見書第4号国土強靱化の推進を求める意見書（案）の提出について、日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続審査について2案件が本日追加提出されましたので上程したいと思いますがこれにご異議ございませんか

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって日程第11及び日程第12の2案件を追加することに決定いたしました。

----- 委員長報告 -----

議長（原田安生君）

日程第1委員長報告を行います。去る12月7日の本会議におきまして各委員会に付託しました案件に対しての審査結果について各委員長に報告を求めたいと思います。始めに総務経済委員長に報告を求めます。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務経済委員長。

1番（伊藤芳孝君）

総務経済委員会の審査結果を会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会には議案第59号東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第65号令和2年度東栄町一般会計補正予算第9号について関係分、議案第67号令和2年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第3号について、議案第68号令和2年度公共下

水道事業特別会計補正予算第1号について、議案第69号令和2年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について、計5議案が付託されました。12月11日の委員会審査の結果、議案第67号、68号、69号については全会一致、議案第59号、65号については賛成多数で原案のとおり可決されました。なお本委員会は議員全員で構成され全員が出席しておりますので質疑、討論及び採決につきましては省略させていただきます。また議員より1件の意見書の発議についても協議を行いました。発議第1号国土強靱化の推進を求める意見書(案)の提出について、協議の結果、発議1号を採択することを全会一致により確認しましたので発議第1号を意見書として本日追加上程させていただきました。以上で総務経済委員会の審査報告を終わります。

議長(原田安生君)

総務経済委員長の報告が終わりました。つづいてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(原田安生君)

以上で質疑を打ち切ります。次に文教福祉委員長に報告を求めます。

(「議長、5番」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、文教福祉委員長。

5番(加藤彰男君)

文教福祉委員会の審査結果を会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会には議案第60号東栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第61号東栄町国民健康保険条例の一部改正について、議案第65号令和2年度東栄町一般会計補正予算第9号関係分について、議案第66号令和2年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、議案第70号令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算第3号についての議案5件が付託されました。はじめに議案審査の結果です。12月11日の委員会審査の結果、議案第65号は賛成多数にて、議案第60号、61号、66号、70号は全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。なお、当日の委員会次第の日付につきまして間違いがありましたので申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。なお本委員会は議員全員で構成され全委員が出席しておりますので議案の質疑項目のみ報告させていただきます。議案第60号は「条例改正に伴う新たな副食費などの保護者の負担の有無について」、また議案第65号は「保健衛生総

務費の給料の増額理由」「花祭会館の音響設備の改修理由」「県支出金高齢者インフルエンザ予防接種費補助金と保健衛生費の予防接種費用助成金の関係について」議案第70号は「新型コロナウイルス感染症による東栄医療センターへの影響について」の質疑がありました。その他として執行部から保育園の賄材料費の補足説明、東栄中学校の行事について、成人式の規模縮小について説明、報告がありました。以上で文教福祉委員会の審査報告を終わります。

議長（原田安生君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を打ち切ります。以上で各委員会の委員長報告を終了します。

----- **議案第59号** -----

議長（原田安生君）

次に日程第2議案第59号東栄町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。議案第59号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

本条例改正によって置かれる医療センターの課長級職員の人数、管理職の数を伺いたいと思います。令和3年度は今現在の総看護師長ポストを廃止し看護師長は置かず課長級職員は統括主任3名と事務長併せて4名という認識で良いか伺います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

5級の統括主任は技術部に1人と看護部門に2人あと管理職については事務長となっております。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

令和3年度また令和4年度共にということによろしいですかね。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長

はい、そのとおりでございます。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

もう一度確認なのですが、新たにできる統括主任は課長級という位置づけでよいか伺います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

5級になりますので課長級です。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。無いようですので、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

4番反対ですか。まず、原案に反対者の発言を許します。

4 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。本議案の内容は、東栄医療センターの現在の主任3名について令和3年度から新たなポストを統括主任へと格上げし給与は現状の4級主任から5級統括主任への変更となり一人当たり平均年間50万円ほどの賃上げを認めるものです。私は主に二つの理由から反対いたします。一つ目の理由は、本議案の統括主任の新設が、新たな無床診療所の機構図をもとにしているという点です。令和4年度の機構図では、医師、看護師、技師、技術職を含めて28名という小規模な診療体制となりそのうち統括主任3人を課長級に任命するという事です。事務長を含めて4名が課長級になることは組織、人事上のバランスを欠いていると考えます。事実上の医療崩壊に伴う規模縮小のもと、課長級4人の体制は町民の理解を得られるでしょうか。本町の一般職と比較してみても今年4月公表の令和元年度東栄町の給与定員管理等についてによりますと一般行政職の級別職員数等の状況は、5級課長の職務が8名、6級高度の知識又は経験を要する課長が1名、管理職は合計9名でありました。新たな無床診療所建設の方針は、多くのパートタイムの看護師さんが医療センターを離れることを前提にするものであり、この給与条例改正は、4月に丹羽センター長が文章を出し、その中で人材をただ消耗し散逸してきたといった指摘を加速させるもので、私は大変乱暴な人材配置、給与改正と言わざるを得ません。2点目は、本議案が新たな無床診療所の体制と業務を前提としたものでありながら未だに常勤医師の数、診療科目さらには入院が無くなる不安を取り除く6つの強化策などが検討中であり、議会にも町民にも具体的に示されていないという点です。その一方で、今月我が家に配布された村上たかじ後援会ニュースには介護などの一時受け入れの施設を検討しますとか在宅透析の可能性、研究、検討が必要ですなどと検討、可能性などとこれまた書かれており町民を混乱させています。村上町長は、議会ではこれらの点について具体的に説明していないからです。また村上町長が、6月24時間在宅支援診療所として訪問診療、往診を行うと表明していたのに今議会の山本典式議員に対する答弁では、24時間の訪問介護は、訪問看護は体制が整っておらず電話での対応とのことでありました。さらに健康ふれあい推進員、在宅医療介護コーディネーターなる新たな職務を新設するとしていますが全く不明のままです。新たな統括主任3人の年間50万円の賃上げは一体何を目的としたものなのか町民は納得しないと考えます。森田町政、尾林町政は、町長の努力と奮闘によって7名もの常勤医師を確保してきました。しかし、村上町政の6年間で常勤医師は半数以下の3名に落ち込んでおります。村上町長は、今無医村になって良いのかと町民に問いかける始末であります。町長が今やらなければならないのは統括主任の新設、年間50万円の昇給ではなく常勤医師4名以上確保のために全力を尽くすことだと訴えまして反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（伊藤紋次君）

議案第59号東栄町職員の給与に関する条例の一部改正につきまして賛成の討論を行います。今回の給与条例の改正は、令和4年度に開設予定の新しい診療所における機構図にならない、等級別基準職務表、特に看護師体制をスムーズに移行するために次年度から改正するものでありますので賛成いたします。以上です。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございませんか。討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第59号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者6名>

はい挙手多数です。よって議案第59号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第60号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第3議案第60号東栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。議案第60号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第60号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議案第60号の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 61 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 4 議案第 61 号東栄町国民健康保険条例の一部改正についての件を議題といたします。議案第 61 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 61 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 65 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 5 議案第 65 号令和 2 年度東栄町一般会計補正予算第 9 号についての件を議題といたします。議案第 65 号の質疑に入ります。補正予算説明書の歳出全般について質疑をお願い致します。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、次に歳入全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

反対ですか。原案に反対者の発言を許します。

4 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。この補正予算は災害復旧工事費の大幅減などで総額 2146 万円のマイナス補正となっています。私はこの補正予算に組まれた国の新型コロナウイルス感染症対策費の地方創生臨時交付金 1945 万 7 千円の使い道に反対いたします。町の交付金の使い道は、インフルエンザ予防接種費用補助事業の一部、グリーンハウス、スターフォレスト、のき山学校など公共施設への W i - F i 環境構築委託料に 619 万円、花祭会館の音響設備改修工事 941 万円との説明でした。私は W i - F i 環境構築委託料、花祭会館の音響設備改修工事の 2 つの事業について 9 月議会に引き続き役

場関連施設の設備投資だと考えます。新型コロナの第3波が東栄町に及んでいる今、町民の命と暮らしを守る新型コロナの対策は、まずPCR検査等の検査体制の確立、拡充そして感染防止策の徹底ではないでしょうか。具体的には、東栄医療センターや下川診療所また町内のやまゆり荘、緑風園、グループホーム東栄の家などの高齢者施設など町内で医療、介護を支えている現場の医師、看護師、介護従事者などが定期的に検査を受け、安心して業務を続けられる体制が不可欠だと考えます。併せて感染予防のための物資、財政支援など全面的なバックアップも行うべきです。その検討もないうまま役場関連施設への設備投資にコロナ対策のための交付金を使い果たす本議案に反対いたします。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（伊藤真千子君）

一般会計補正予算に対して賛成討論を行います。現在、町の公共施設等Wi-Fi環境は、事務所のみ使用可能な施設もありますが、今回構築することによって屋外泊施設、研修室、食堂等公共施設全体で利用できるようになります。利用できることによって時間や場所の制限を受けずに今まで考えられなかったことに視点や重点を置く事ができ、新しい働き方に取り組むことが出来ます。町の情報発信、地域経済や産業の活性化につながり、国が推奨している三密を避けたワーケーション、リモートワークなど新しい暮らし方スタイル作りに必要と考えます。また花祭会館の音響は、町民から苦情が寄せられるほどひどく、ホールの中央は聞き取れますがフロア、ホールの両サイド、演舞台については音が反響して何を言っているのか分からない状態です。町内にこのような施設は花祭会館だけであり、新型コロナ感染拡大防止で密集、密接、密閉を守ることができない。また、今後どのようなことが起こるか分からないためにも対策がしっかりでき住、民を守ることができる施設が必要と思います。以上賛成討論といたします。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第 65 号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者 6 名>

挙手多数であります。よって議案第 65 号令和 2 年度東栄町一般会計補正予算第 9 号についての件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 66 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 6 議案第 66 号令和 2 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号についての件を議題といたします。議案第 66 号の質疑に入ります。補正予算説明書の歳入歳出全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第 66 号の件を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 67 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 7 議案第 67 号令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 3 号についての件を議題といたします。議案第 67 号の質疑に入ります。補正予算説明書の歳入歳出全般について 質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第 67 号の件を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 68 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 8 議案第 68 号令和 2 年度公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号についての件を議題といたします。議案第 68 号の質疑に入ります。補正予算説明書の歳入歳出全般について質疑をお願い致します。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 68 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 69 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 9 議案第 69 号令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号についての件を議題といたします。議案第 69 号の質疑に入ります。補正予算説明書の歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 69 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 70 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 10 議案第 70 号令和 2 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 3 号についての件を議題といたします。議案第 70 号の質疑に入ります。補正予算の説明書の歳入歳出全般についてお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 70 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 70 号は原案のとおり可決されました

----- 意見書第 4 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 11 意見書第 4 号国土強靱化の推進を求める意見書（案）の提出についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務経済委員長。

1 番（伊藤芳孝君）

意見書第 4 号国土強靱化の推進を求める意見書（案）の提出について、地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書（案）を東栄町議会会議規則第 13 条の規定により提出する。令和 2 年 12 月 17 日提出者東栄町議会議員伊藤芳孝、賛成者東栄町議会議員山本典式、内容の詳細につきましては議会事務局長から朗読、説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

それでは議会事務局長に説明させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（亀山和正君）

国土強靱化の推進を求める意見書（案）について朗読させていただきます。近年、全国各地で風水害や地震をはじめとする自然災害が頻発化・激甚化しており町民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層その重要性が増している。国においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（骨太の方針）において、2020年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の集中的実施と取り組みの加速化、深化を図るとしている。また、3か年緊急対策後も中長期的視点に立って具体的数値目標を掲げ、国土強靱化基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進めることとしている。本町では、近年の状況・時代の要請に応じるため国や県と一体となった取り組みを推進し、大規模自然災害により被災した場合でも町民の生命や財産を守り、社会・経済機能を維持するとともに、迅速な復旧・復興を可能とする強靱なまちを作り上げるため、令和2年度において「東栄町地域強靱化計画」を策定中であり、緊急対策終了後となる来年度以降においてもこうした対策は継続して行うことが必要不可欠である。よって、国におかれては、防災・減災、国土強靱化の強化を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。記、1 国土強靱化地域計画に基づく取り組みを確実に継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後も、同様の予算・財源を安定的に確保すること。2、地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算確保と対象事業の拡大に努めるとともに、十分な地方財政措置を講ずること。3、社会資本の整備・管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員や体制の維持・充実を図ること。提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣他5大臣でございます。以上です。

議長（原田安生君）

提出者の説明が、終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。本件は討論を省略して直ちに採決に入ることにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。意見書第4号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって意見書第4号国土強靱化の推進を求める意見書の提出についての件は原案のとおり可決されました。

----- 継続審査 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 12 議会運営委員会の閉会中の継続審査についての件を議題といたします。議会運営委員長から次期定例会の会期日程と議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について会議規則第 73 条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。ここでお諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定しました。

----- 閉 会 -----

議長（原田安生君）

以上で本定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。会期中皆様方のご協力に対しまして厚くお礼を申し上げます。これをもちまして令和 2 年第 4 回東栄町議会定例会を閉会いたします。

<閉 会 10:36>

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____